



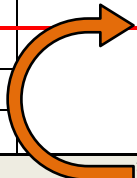
西桂保育所よ！お知らせ



<保育標準時間>（保育時間 7:15～18:15）/ <保育短時間>（保育時間 8:30～16:30）

【2号認定、3号認定】

児童の属する世帯の階層区分			西桂町月額保育料				
階層区分	定義		3号(0～2歳児)		2号(3～5歳児)		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	ひとり親・障害者世帯	0円	0円	0円	0円	
		それ以外の世帯	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障害者世帯	0円	0円	0円	0円	
		それ以外の世帯	0円	0円	0円	0円	
第3階層	市町村町民税均等割課税世帯	ひとり親・障害者世帯	3,500円	2,500円	0円	0円	
		それ以外の世帯	9,000円	8,000円	0円	0円	
第4階層	第1階層を除き市町村民税課税世帯であり、その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親・障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
			それ以外の世帯	13,000円	1,200円	0円	0円
所得割課税額 48,600円以上57,700円未満		ひとり親・障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円	
		それ以外の世帯	22,000円	21,000円	0円	0円	
所得割課税額 57,700円以上77,101円未満		ひとり親・障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円	
		それ以外の世帯	26,000円	25,000円	0円	0円	
所得割課税額 77,101円以上97,000円未満			30,000円	29,000円	0円	0円	
所得割課税額 97,000円以上133,000円未満			37,000円	36,000円	0円	0円	
所得割課税額 133,000円以上169,000円未満			44,000円	43,000円	0円	0円	
所得割課税額 169,000円以上301,000円未満			46,000円	45,000円	0円	0円	
所得割課税額 301,000円以上397,000円未満			48,000円	47,000円	0円	0円	
所得割課税額 397,000円以上			50,000円	49,000円	0円	0円	



※「西桂町第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化事業」

町民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の第2子以降の3歳未満児については、申請により保育料が無料になります。

※「西桂町第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化事業」
町民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の第2子以降の3歳未満児については、申請により保育料が無料になります。



【1号認定】

児童の属する世帯の階層区分			西桂町月額保育料
階層区分	定義		3歳児～5歳児
第1階層	生活保護世帯	ひとり親・障害者世帯	0円
		それ以外の世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 市町村町民税均等割課税世帯	ひとり親・障害者世帯	0円
		それ以外の世帯	0円
第3階層	第1階層を除き市町村民税課税世帯であり、その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親・障害者世帯 0円 それ以外の世帯 0円
第4階層		所得割課税額 77,101円以上211,200円未満	0円
第5階層		所得割課税額 211,200円以上	0円

【支給認定区分】

認定区分	教育・保育時間	対象年齢	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3～5歳	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	保育標準時間 (最長11時間)	3～5歳	・保育所 ・認定こども園
	保育短時間 (最長8時間)		
3号認定	保育標準時間 (最長11時間)	0～2歳	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所
	保育短時間 (最長8時間)		



※幼児教育・保育の無償化により副食費が保護者の方の負担となりましたが、西桂町独自の施策で町が負担いたします。（上記料金表は町のホームページでもご覧いただけます）